

宅建朝から1問 宅建業法 重要事項の説明 宅建 H30-39-3 <<#918>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が建物の貸借の媒介を行う場合における宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明では、台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況について説明しなければならない。なお、当該建物を借りようとする者は宅地建物取引業者ではないものとする。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 重要事項の説明【宅建★入門】

	記載事項	売買・交換	宅地の貸借	建物の貸借
④	飲用水・電気・ガスの供給ならびに排水のための施設の整備の状況(未整備の場合、整備の見通し、特別の負担)	○	○	○
⑧	台所、浴室、便所などの設備の整備の状況	×	×	○

★特に、⑧は建物の売買・交換の場合に不要であることに注意

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>